

No.1103テキスト「上級チェーンソー作業者の安全ガイド」 変更箇所

令和5年5月第2版第3刷⇒令和6年4月第3版

頁	行数等	修正（訂正）部分	変更（訂正）内容
	はじめに	令和3年6月	内容の一部修正 <b>令和6年4月</b>
1	目次	第4章 1 近接作業の禁止	第4章 1 <b>立入</b> の禁止
8	P8～P10	第1章 林業労働者を取り巻く状況	第1章 林業労働者を取り巻く状況 <b>内容を最新のデータに置き換えて修正した</b>
14	P14	下段の空きスペース	<b>バッテリーチェーンソーの写真を追加</b>
16	イラスト内	履物	<b>切創防止付履物</b>
20	防護ズボン	タイプA～タイプCのイラスト	タイプA～タイプCの <b>イラストを変更した</b> 。
23～24	下から8行目以降	(1)～(6)	<b>(5)～(10)に変更</b>
39	【周知の記録】	X1年6月〇日	〇年〇月〇日
45	見出し	1 近接作業の禁止	1 <b>立入</b> の禁止
46	上から2行目	1 近接作業の禁止	1 <b>立入</b> の禁止
"	上から3行目	立木を伐倒するときは、近傍の他の作業者を立木の樹高の2倍相当の距離を半径とする円形の内側の他の作業者を立ち入らせないこと。	立木を伐倒するときは、 <b>近傍の他の作業者</b> を立木の樹高の2倍相当の距離を半径とする円形の内側の他の作業者を立ち入らせないこと。
52	上から12行目	ア 下方向への伐倒	<b>ア 下方向への伐倒</b> 太字に修正
"	上から18行目	イ 上方向への伐倒	<b>イ 上方向への伐倒</b> 太字に修正
"	下から4行目	ウ 斜め上方向への伐倒	<b>ウ 斜め上方向への伐倒</b> 太字に修正
55	(3)	受け口の下切りの深さは、伐根直径の1/4程度とすること。ただし、大径の木では、伐根直径の1/3程度とすること。受け口の下切りは、水平に切り込むこと。	受け口の下切りの深さは、 <b>立木の胸高直径が20cm以上のときは、根張りを除いた伐根直径の1/4以上とすること。</b> ただし、大径の木では、 <b>根張りを除いた伐根直径の1/3以上とすること。</b> なお、 <b>胸高直径が20cm未満の立木でも適切に受け口、追い口及びつるを作ることができる場合には、受け口を作ること。</b> 受け口の下切りは、水平に切り込むこと。
56	(4)	受け口の斜め切りは、下切り面に対し、30～45°の角度とすること。	受け口の斜め切りは、下切り面に対し、 <b>45度を基本とし、少なくとも30度以上</b> の角度とすること。 <b>(注)</b> 上記の(注)の記載を下段に追加・長文なので省略した。
56 201 203	受け口切りのイラスト内	角度30～45° (深さは伐根直径の1/4程度、角度は30～45°)	<b>角度は45度を基本とし、少なくとも30度以上</b> <b>(深さは伐根直径の1/4以上、角度は45度を基本とし、少なくとも30度以上)</b>
"	(5)	受け口の下切りと斜め切りとは、終わりの部分を必ず一致させること。	受け口の下切りと斜め切りとは、終わりの部分を必ず一致させること。 <b>(この一致した線を、以下「<u>会合線(えごうせん)</u>」という。)</b> また、 <b>会合線は水平とすること。</b>
"	"	最終行	<b>また、会合線が水平な場合に、伐倒しようとする立木は受け口の方向に倒れます。</b> を追加。
62	下から2行目	追い口高さが低く、年齢による影響が少ない。	追い口 <b>の</b> 高さが低く、年齢による影響が少ない。
63	上から5行目	受け口の中心と同じ高さで追い口を切る。	受け口の <b>切り高</b> と同じ高さで追い口を切る。
71	上から2行目	かかり木となってしまったときは、安易な対応を避け、慎重な処理を心掛けてください。処理が困難と判断したときは、熟練者に依頼することが適切です。	かかり木となってしまったときは、安易な対応を避け、慎重な処理を心掛けてください。 <b>作業計画に定めたかかり木処理の方法では十分な安全を確保できないなど処理が困難と判断したときは、作業指揮者の指示によることや熟練者に依頼することが適切です。</b>
78	上から6行目	偏心木は、重心方向(傾いている方向)へ伐倒すると幹が裂けやすく危険なので、次の点に留意して伐倒します。なお、裂けやすい樹種としては、シオジ、セン、ケヤキ、クリ、キハダ、ミズメ、ウダイカンバ、ヤチダモ、ハンノキ、カラスザンショウ、ネムノキなどが挙げられます。	偏心木は、重心方向(傾いている方向)へ伐倒すると幹が裂け <b>易く</b> 危険なので、次の点に留意して伐倒します。なお、裂け <b>易い</b> 樹種としては、 <b>ホウノキ、ナラ、カシ、サクラ、ミズキ、クルミ、シイ、ウリハダカエデ、アベマキ、ハマセンダン、シオジ、セン、ケヤキ、クリ、キハダ、ミズメ、ウダイカンバ、ヤチダモ、ハンノキ、カラスザンショウ、ネムノキ、ケンボナン</b> などが挙げられます。
81	上から1行目後半	つるの種類によっては有効です。	つるの種類によっては有効 <b>なので、枯らしておきます。</b>
"	上から4行目	(4) 木に登って枝払いなどの作業をするときは、……	(4) 木に登って <b>枝を切り落とす</b> などの作業をするときは、……

128	下から8行目	ソーチェーンとは、カッター、ドライブリンク、タイストラップ(サイドリンクともいう)がリベットでチェーン状態に連結されたものです。	ソーチェーンは、カッターが左右1個ずつ2つ、ドライブリンク(バンパーを含む)が4つ、タイストラップ(「サイドリンク」ともいう)が、左右3枚ずつ6つ、リベットが6つで、これが1つのセットになってチェーン状態に連結されたものです。
"	イラスト	ソーチェーンの構造と名称のイラスト	ソーチェーンの構造と名称のイラストの差し替え
129	イラスト	カッター各部の名称のイラスト	カッター各部の名称のイラストでふところのイラストは反転させた。
130	注)チェーンゲージ	チェーンゲージのイラスト	チェーンゲージのイラストの差し替え
131	②ゲージ	チェーンゲージのイラスト	チェーンゲージのイラストの差し替え
133	表	ソーチェーンの種類と丸ヤスリの径の対応の表	ソーチェーンの種類と丸ヤスリの径の対応の表の差し替え
"		最終行	<b>【注意】</b> 刃を研ぐことが、「目立て」です。「目立て」では、鉄粉が出ます。この鉄粉が目に入ると非常に厄介(危険)なものですので、ゴーグルなどの保護具で、身の安全を図るよう充分注意しましょう。また、手袋を使用する場合には、革の手袋を推奨します。作業中・後に目の違和感を覚えたら直ぐに眼科を受診して下さいを新規に追加
170	参考資料3	(様式)振動工具台帳の例	(様式)振動工具台帳の例 横向きを縦にして大き化した
177	枠内	(近接作業の禁止)第50条(受け口及び追い口)第61条(伐倒合図)第63条(くさびの使用)第62条	(立入禁止)第68条(受け口及び追い口)第66条(伐倒合図)第64条(くさびの使用)第87条
179	枠内	(避難場所の選定)第59条(指示を要する伐木)第53条(伐倒作業前の準備)第55条(追いづる切り)第58条(受け口及び追い口)第61条(くさびの使用)第62条	(避難場所の選定)第62条(指示を要する伐木)第80条(伐倒作業前の準備)第59条(偏心木の伐倒)第73条(受け口及び追い口)第66条(くさびの使用)第67条
181	枠内	(指示を要する伐木)第53条(伐倒作業前の準備)第55条(枝がらみ、つるがらみの木の伐倒)第56条	(作業計画)第50条(伐倒作業前の準備)第59条(伐倒方向と伐倒方法の選択)第60条(枝がらみの木の伐倒)第75条(退避場所の選定(第62条))
183	枠内	(近接作業の禁止)第50条(受け口及び追い口)第61条(伐倒合図)第63条	(立入禁止)第68条(受け口及び追い口)第66条(伐倒合図)第64条
185	枠内	(近接作業の禁止)第50条(伐倒合図)第63条	(立入禁止)第68条(伐倒合図)第64条
187	枠内	(指示を要する伐木)第53条(伐倒作業前の準備)第55条(受け口及び追い口)第61条	(指示を要する伐木)第80条(伐倒作業前の準備)第59条(受け口及び追い口)第66条
"	上から2行目本文中	アイウエオ	① ② ③ ④ ⑤ に変更
"	上から2行目本文中のイ	イ 受け口の斜め切り 下切りに対し、30° ~40° の角度で切り込むこと。	② 受け口の斜め切り 下切りに対し、45度を基本とし、少なくとも30度以上の角度で切り込むこと。
189	枠内	(指示を要する伐木)第53条(伐倒作業前の準備)第55条(受け口及び追い口)第61条(作業者の指名)第65条(原木の転落防止)第66条	(指示を要する伐木)第80条(伐倒作業前の準備)第59条(受け口及び追い口)第66条(作業者の指名)第81条(原木の転落防止)第82条
191	枠内	(特別教育・職長教育の実施)第19条(就業の制限)第44条第2項(近接作業の禁止)第50条(伐倒合図)第63条	(特別教育・職長教育の実施)第20条(就業の制限)第45条(立入禁止)第68条(伐倒合図)第64条
192	イラスト	アカマツA アカマツB	アカマツB アカマツA イラストの一部分ライトあり
"	イラストの下の文章	折れたBの枝が被災者の背中に激突	折れたアカマツBの枝が被災者の背中に激突
"	下から3行目	(2)アカマツAは伐倒済みで、つるがらみの危険な状態のままでありながら、隣接するアカマツBを浴びせ倒しの状態で伐倒したこと。	(2)アカマツAは受け口と追い口を切り終えた状態で、つるがらみの危険な状態のままでありながら、隣接するアカマツBを伐倒したこと。
193	枠内	(指示を要する伐木)第53条(伐倒作業前の準備)第55条(枝がらみの木、つる絡みの木の伐倒)第56条(障害物の取り除き)第57条	(作業計画)第50条(指示を要する伐木)第80条(伐倒作業前の準備)第59条(つるがらみの木の伐倒)第76条(障害物の取り除き)第83条
"	イラスト一番下	樹高の2倍の範囲内	樹高の2倍相当
195	枠内	(原木の転落防止)第66条(作業者の位置等)第68条(枝払い作業)第69条	(原木の転落防止)第82条(作業者の位置等)第84条(枝払い作業)第85条
197	枠内	(指示を要する伐木)第53条(かかり木の処理)第54条(受け口及び追い口)第61条	(作業計画)第50条(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条(受け口及び追い口)第66条
199	枠内	(指示を要する伐木)第53条(かかり木の処理)第54条	(作業計画)第50条(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条
201	枠内	(指示を要する伐木)第53条(かかり木の処理)第54条(受け口及び追い口)第61条	(作業計画)第50条(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条(受け口及び追い口)第66条
203	枠内	(指示を要する伐木)第53条(かかり木の処理)第54条(受け口及び追い口)第61条	(作業計画)第50条(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条(受け口及び追い口)第66条
205	枠内	(近接作業の禁止)第50条(指示を要する伐木)第53条(かかり木の処理)第54条(くさびの使用)第62条	(作業計画)第50条(立入禁止)第68条(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条(くさびの使用)第67条
	奥付		令和6年4月 第3版 を追加
"		定価2,933円 (本体価格2,667円+税) ※送料別	定価2,970円 (本体価格2,700円+税) ※送料別
	裏表紙	定価2,933円 (本体価格2,667円+税) ※送料別	定価2,970円 (本体価格2,700円+税) ※送料別